

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【公表番号】特表2019-520842(P2019-520842A)

【公表日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-030

【出願番号】特願2019-502202(P2019-502202)

【国際特許分類】

C 1 2 N 9/14 (2006.01)

C 1 2 N 1/02 (2006.01)

C 1 3 K 1/02 (2006.01)

C 1 2 P 7/06 (2006.01)

【F I】

C 1 2 N 9/14

C 1 2 N 1/02

C 1 3 K 1/02

C 1 2 P 7/06

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月8日(2020.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0081

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0081】

限外濾過には鉱物膜を使用することが好ましい。例えば、カットオフ閾値が5～15kDa、好ましくは8～12kDa、通常は約10kDaの管状セラミック膜が使用される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0099

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0099】

この連続法の全体の収率は27%である。デカンテーション及び遠心分離の工程で得られるペレット並びにMF工程で得られる保持液をリサイクルし、それらを更なる分離サイクル(遠心分離、MF、UF)にかけることによって、50%の収率に近づけることが可能である。

実施例3b：本発明による連続法

フィルタープレス、次いでセラミック膜MF及びセラミック膜UFによる分離の連続法。